

# 能代市商工業振興促進制度 (企業立地への優遇制度)

能代市環境産業部商工労働課産業立地推進室  
Tel0185-89-2924  
syokou@city.noshiro.lg.jp

能代市では工場等の新・増設に対し、土地・建物等の賃借料への助成、固定資産税課税免除期間の延長（3年→5年）などの優遇制度拡充や、情報通信関連サービス事業所（コールセンター等）への優遇制度を新設しています。（H21.4）  
また、奨励措置の対象に再生可能エネルギー発電所や関連サービス業を加えました。（H27.4）  
新たに、研究施設の新・増設をした場合に、建物や構築物、設備等の導入に対する助成制度を加えました。（R3.4）

種別	対象となる要件		限度額		
	優遇制度の種類	優遇制度の内容			
再製工場等 能関ソ工連フネサトルウギブエー事業所、 発電事業所、 研究所、 卸売施設、 施設、	投下固定資産総額 3,000万円超 新規常勤雇用者 3人以上 ※再エネ発電事業所は10人以上				
	用地取得助成金	能代工業団地、能代木材工業団地内に3,000平方メートル以上の土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合	取得価格の25%	2億円	
	研究施設設置助成金	研究施設を新設等した場合（1回に限る）	研究業務に必要な有形固定資産（建物、構築物並びに取得価額が10万円以上の機械、装置等）の購入に要する経費の25%		
	雇用奨励金（3年間）	市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合	(1)新卒者又は市内転入者 30万円 (2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10万円 (3)前各号以外の者 20万円	3,000万円	
	土地・建物賃借料助成金（3年間）	土地又は建物を賃借により新設等した場合	土地又は建物の賃借料の合計額の30%	600万円	
	投下固定資産総額 3,000万円超（再エネ発電事業所：新規常勤雇用10人以上 その他事業所：増設の場合3人以上）				
	固定資産税の課税免除等（5年間）	工場等の新設、増設により、新たな機械設備の設置をした場合	工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの及び当該工場の敷地である土地	・再エネ発電事業所 1/2減免 ・その他 全額免除	
	情報通信関連サービス事業所 (コールセンター等)	新規常勤雇用者 10人以上			
		土地・建物・機械設備取得助成金	建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合	取得価格の25%	1億円
		研修費助成金	新規常勤雇用者について、操業開始前の研修期間に賃金を支払った場合	賃金(諸手当を除く)の50%	1億円
土地・建物・機械設備賃借料助成金（3年間）		事業の用に供する建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を賃借した場合	賃借料の合計額の30%		
雇用助成金（3年間）		市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合	(1)新卒者又は市内転入者 30万円 (2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10万円 (3)前各号以外の者 20万円	1億円	
通信回線使用料助成金（3年間）		電話料金、インターネット接続サービスの利用に係る経費、専用回線使用料。	通信回線使用料の合計額の10%		
固定資産税の課税免除等（5年間）		工場等の新設、増設により、新たな機械設備の設置をした場合	工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業の用に供されるもの及び当該工場の敷地である土地	全額	

新設：新たに工場等を設置(賃借を含む)、又は移設(能代、能代木材、松原、烏野、沢口 各工業団地への移設に限る)  
増設：工場等の拡張、別棟の工場等を設置し、新規常勤雇用者を3人以上(情報通信関連サービス事業所にあっては10人以上)の雇用を伴う新たな機械設備を設置した場合。

(新・増設が令和9年3月31日まで完了したもの)